

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 温っとはむ株式会社(以下、本事業者という)が開設する「訪問看護ステーション温っとはむ(以下、「ステーション」という)」が行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師等、その他の従事者(以下「看護師等」という)が、要介護状態または要支援状態にある者で、かかりつけの医師(以下「主治医」という)が指定訪問看護もしくは指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた利用者に対して、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

(指定訪問看護の運営の方針) ステーションが実施する指定訪問看護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、心身の機能の維持回復を目指してその療養生活の支援を行うものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、敬愛の心を持って常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健、医療、福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針) ステーションが実施する指定介護予防訪問看護は、利用者が介護予防状態になった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、敬愛の心を持って常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 4 指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター他、必要な関係事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護リハビリテーション 温つとほむ
- (2) 所在地 札幌市東区北 50 条東 6 丁目 4-1

（職員の職種、員数、および職務の内容）

第 4 条 ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は以下のとおりとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者： 1 名

管理者は主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」と言う）及び居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づき適切な事業運営が行われるように管理し、従業員に対して、遵守すべき事項についての指揮・命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする

- (2) 看護師等：4 名以上

看護師 3 名以上（常勤 2 名以上 非常勤 1 名以上）

看護師は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画にまたは介護予防サービス計画に基づき指定訪問看護計画書または指定介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供し、実施した内容等を訪問看護または指定介護予防訪問看護報告書として作成する。

作業療法士/理学療法士 1～5 名

言語聴覚士 0～2 名

* 訪問看護の範疇でサービスを提供する。

- (3) 事務職員：適当数配置する

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：通常、日曜日から金曜までを営業日とする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供は、以下の方法で行う。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) 訪問看護計画書の作成及び利用者、またはその家族への説明は、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書及び居宅介護支援事業者または地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者提供する。
- (3) 利用者に主治医が居ない場合は、ステーションから各医師会等に、主治医の選定および調整を依頼する。
- (4) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護または指定予防訪問看護を実施。
- (5) 訪問看護報告書の作成
- (6) サービス関係者への情報提供

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の心身の機能の回復を図るよう妥当に行うことを目的として、次の通りとする。

- (1) 病状・障がい・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等、療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症ケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル・医療機器等の管理
- (9) 医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 介護予防

(利用料等)

第8条 指定訪問看護または指定予防介護訪問看護を提供した場合の利用料の額は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19条）によるもの

とし、当該指定訪問看護または指定予防介護訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合証に記載されている割合の額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施範囲を越えて行う事業に要する交通費は、別表に応じて、その実費を徴収する。
- 3 前2項の支払いを受けた時は、利用者とその家族に対し、指定訪問看護または指定予防介護訪問看護とは別事業の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 利用料と指定訪問看護または指定予防介護訪問看護の開始に際し、予め、利用者またはその家族に対して利用料の内容及び金額に関して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 訪問予定の当日朝までに事前の連絡がなく、利用者側の都合でキャンセルとなった場合は、別表に挙げたキャンセル料を受け取ることが出来るものとする。

(通常の訪問看護の実施地域)

第9条 通常の訪問看護実施地域は、以下の通りとする。

札幌市 東区・北区：全域

中央区：北5条手稲通り以北

西区：八軒 二十四軒 琴似地区

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護または指定予防介護訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変および緊急事態が生じた時は必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行う。
- 3 利用者に対する指定訪問看護または指定予防介護訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護または指定予防介護訪問看護の提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症に対する責任者の選定

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理）

- 第12条 指定訪問看護または指定予防介護訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護または指定予防介護訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 ステーションは、提供した指定訪問看護または指定予防介護訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 ステーションの従業者は、当事業所の個人情報保護方針、個人情報の利用目的及び取り扱いについて（別掲）に基づき、利用者の個人情報保護に努める。
- 2 ステーションの従業者は、正当な理由なく、業務上知りえた利用者または家族の秘密を洩らさない。
 - 3 従業者が退職した後に置いても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 居宅介護支援所等に対して、利用者に関する情報を提供する際及び調査、学術研究、実習・見学等にはあらかじめ利用者またはその家族の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 成年後見制度の利用支援

2 ステーションは、サービス提供中に、ステーション従業員または擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

第15条

- (1) 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、当該利用者及びその家族等に説明する。
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (5) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (6) 従業員に対し身体拘束等の適正化のための研修を1年に2回(新規採用時必須)実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 業務継続計画の策定等に関する責任者の選定。
- 3 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場、利用者様宅において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメント防止に関する責任者の選定。
- (2) ハラスメントに関する指針を整備し、従業員に対し研修を実施するなど周知徹底を図り、被害防止に努める。

- (3) 従業者に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、被害者へ配慮し適切に対応する。関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係が築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(掲示)

第18条 見えやすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。また運営規程の書面掲示を自ら管理するウェブサイトに掲示するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは、社会的使命を十分に認識し、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後1か月以内

(2) 継続研修：年4回

2 ステーションの従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、温つとほ一む株式会社とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成30年4月1日より運用を遡及する。

この規定は平成30年4月2日より運用を遡及する。

この規定は平成30年10月12日より運用を遡及する。

この規定は平成31年2月1日より運用を遡及する。

この規定は令和1年9月30日より運用を遡及する。

この規定は令和2年4月13日より運用を遡及する。

この規定は令和2年5月8日より運用を遡及する。

この規定は令和2年9月1日より運用を遡及する。

この規定は令和3年3月1日より運用を遡及する。

この規定は令和4年4月1日より運用を遡及する。

この規定は令和4年11月1日より運用を施行する。

この規定は令和5年2月20日より運用を施行する。

この規定は令和6年4月1日より運用を施行する。

この規定は令和6年6月1日より運用を施行する。